第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針

（１）歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内の歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上を図る上で、必要かつ重要なものを指定する。祖谷川流域「祖谷地区」においては、平家落人伝説に関わる建造物、農村集落の景観上重要な民家、無形の民俗文化財等の舞台となる民家及び寺院、神社などが該当する。また、これらに関連する石造物等の工作物も対象とする。

馬路川流域「佐野地区」においては、遍路道沿いの町並みを形成している民家及び神社などが該当する。また遍路道に関連する石造物等の工作物も対象とする。

吉野川中流域「池田町及び井川町地区」においては、主にうだつの町並みを形成している町家、武家住宅、寺院、神社建築及びこれらに関連する石造物、門等の工作物が該当する。また、周辺の田園地帯に築造された工作物等も対象とする。

（２）歴史的風致形成建造物の指定要件

以下のいずれかに該当するものとする。

１　意匠、技術が優れているもの

２　歴史性、地域性、希少性の観点から保全を必要とするもの

３　外観が景観上の特色を有するもの

４　所有者、管理者等による適切な維持管理及び一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあるもの

５　概ね築５０年程度経過しているもの

（３）歴史的風致形成建造物の対象

重点区域内における国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物群を構成している建造物を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものとする。

１　国登録文化財及び県、市指定有形文化財等

国登録文化財、県、市の指定有形文化財（建造物）及び県、市指定遺跡を構成する建造物、重要伝統的建造物群保存地区に選定されていない伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物など、文化財として指定等が行なわれている建造物のうち、本計画で設定する重点区域内に位置し、歴史的風致を形成し、また、歴史的風致の維持及び向上のためにその保存を図る必要があると認められるものを歴史的風致形成建造物として指定する。

２　景観法第１９条に基づく景観重要建造物

未指定の歴史的建造物のうち、文化財調査を実施し、歴史的、文化的、技術的等の価値が認められたもので、重点区域の歴史的風致維持向上のためにその保存を図る必要があると特に市長が認めるものを歴史的風致形成建造物として指定する。

３　歴史的風致を形成していた歴史的建造物

重点区域において、過去に区域の歴史的風致を形成していた建造物のうち、これを復原し、かつ公開することが区域の歴史的風致の維持向上のために特に必要と認められるものは、これを復原した後、歴史的風致形成建造物として指定する。この復原を行うことについては、三好市文化財保護審議会、又は三好市伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮り、市長が決定するとともに、史料に基づいた適切な復原を行うものとする。

（４）歴史的風致形成建造物の今後の保存

歴史的風致形成建造物の計画期間後の保存については、指定及び登録文化財については継続して文化財保護法、文化財保護条例等により保存を図る。未指定文化財については、景観法に基づく景観計画において景観重要建造物として指定し、今後の保存を図る。

（５）歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上を図る観点から、所有者、管理者等による適切な維持管理及び活用が求められる。必要に応じて、その復原、復旧を含む保存修理等を行う場合には、以下のことを遵守するよう周知を図る。

１　国の登録文化財、景観重要建造物としての指定と重複するもの

登録有形文化財建造物、登録有形民俗文化財、登録記念物については、文化財保護法に定められる現状変更等の規定に基づき、適切な維持修理を行い、公開施設として活用を図る。景観法に基づく景観重要建造物等については、景観計画に定める規制措置等に基づき適切な整備を施す。

２　県及び市指定文化財としての指定と重複するもの

県指定及び市指定の文化財となっているものについては、関連条例（徳島県文化財保護条例、三好市文化財保護条例）に定められる現状変更行為等の規制に基づき、適切な維持管理を行い、公開施設として活用を図る。

３　歴史的風致形成建造物としてのみ指定を行うもの

歴史的風致形成建造物としてのみ指定を行う建造物については、指定後は、文化財調査を行い、文化財指定や文化財登録等を進める。また、平成２２年度策定の景観計画では、これらの歴史的風致形成建造物を景観重要建造物として指定していく予定である。

保存については、修復等に関わる専門的な技術的指導や補助、助成制度を積極的に活用し、所有者の維持負担を軽減しながら、保存活動を推進する。

また、積極的な公開、活用が図られよう所有者等との協議を進め、その体制整備を図る。

４　届け出不要の行為

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第１５条第１項第１号及び同法施行令第３条第１号に基づく届出が不要の行為については、以下の行為とする。

- ●文化財保護法第５７条第１項の規定に基づく登録有形文化財について、同第６４条第　１項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ●徳島文化財保護条例第８条第１項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第１８条第１項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び第３５条第１項に基づく徳島県指定史跡について、同条例３９条第１項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合。
- ●三好市文化財保護条例第１３条第１項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第２７条第１項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合。
- ●三好市伝統的建造物群保存地区保存条例第２条第１項に規定する伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区のものを除く。）について、同条第６条第１項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

（６）歴史的風致形成建造物の候補

重点区域において、歴史的風致形成建造物の候補は以下のとおりである。

番号	名　　称	所　在　地	所　有　者	築　年	関連する歴史的風致
1	○三所神社 	東祖谷落合 （重要伝統的建造物群保存地区「三好市東祖谷山村落合」地区内）	三所神社	江戸時代 （年代不詳）	吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致
2	○阿佐家住宅（県指定文化財） 	東祖谷阿佐	三好市	江戸時代 （文久２年（1862））	吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致
3	○蔓橋地蔵尊 	西祖谷山村善徳	個人	江戸時代 （文政１２年（1829））	吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致
4	○天満宮 	西祖谷山村善徳	天満宮	昭和１９年	吉野川支流祖谷川流域に残る歴史的風致

番号	名　　称	所　在　地	所　有　者	築　年	関連する歴史的風致
5	○古本家住宅 （登録有形文化財） 	池田町佐野	個人	明治初期 （年代不詳）	吉野川支流馬路川流域に残る歴史的風致
6	○佐野神社 	池田町佐野	佐野神社	明治後期 （年代不詳）	吉野川支流馬路川流域に残る歴史的風致
7	○真鍋家住宅 （市指定有形文化財） 	池田町マチ	三好市	大正１５年	吉野川中流域に残る歴史的風致
8	○馬宮家住宅 	池田町サラダ	個人	江戸時代 （文久元年 （1861））	吉野川中流域に残る歴史的風致

番号	名　　称	所　在　地	所　有　者	築　年	関連する歴史的風致
９	○馬宮家薬医門（市指定文化財） 	池田町サラダ	個人	江戸時代	吉野川中流域に残る歴史的風致
１０	○中和商店 	池田町サラダ	個人	昭和３２年	吉野川中流域に残る歴史的風致
１１	○芳水酒蔵 	井川町辻	個人	大正初期 （年代不詳）	吉野川中流域に残る歴史的風致
１２	○今宮神社（登録有形文化財） 	井川町辻	今宮神社	大正５年	吉野川中流域に残る歴史的風致

番号	名　　称	所　在　地	所　有　者	築　年	関連する歴史的風致
１３	○山下家別邸（登録有形文化財） 	井川町辻	三好市	大正 （年代不詳）	吉野川中流域に残る 歴史的風致

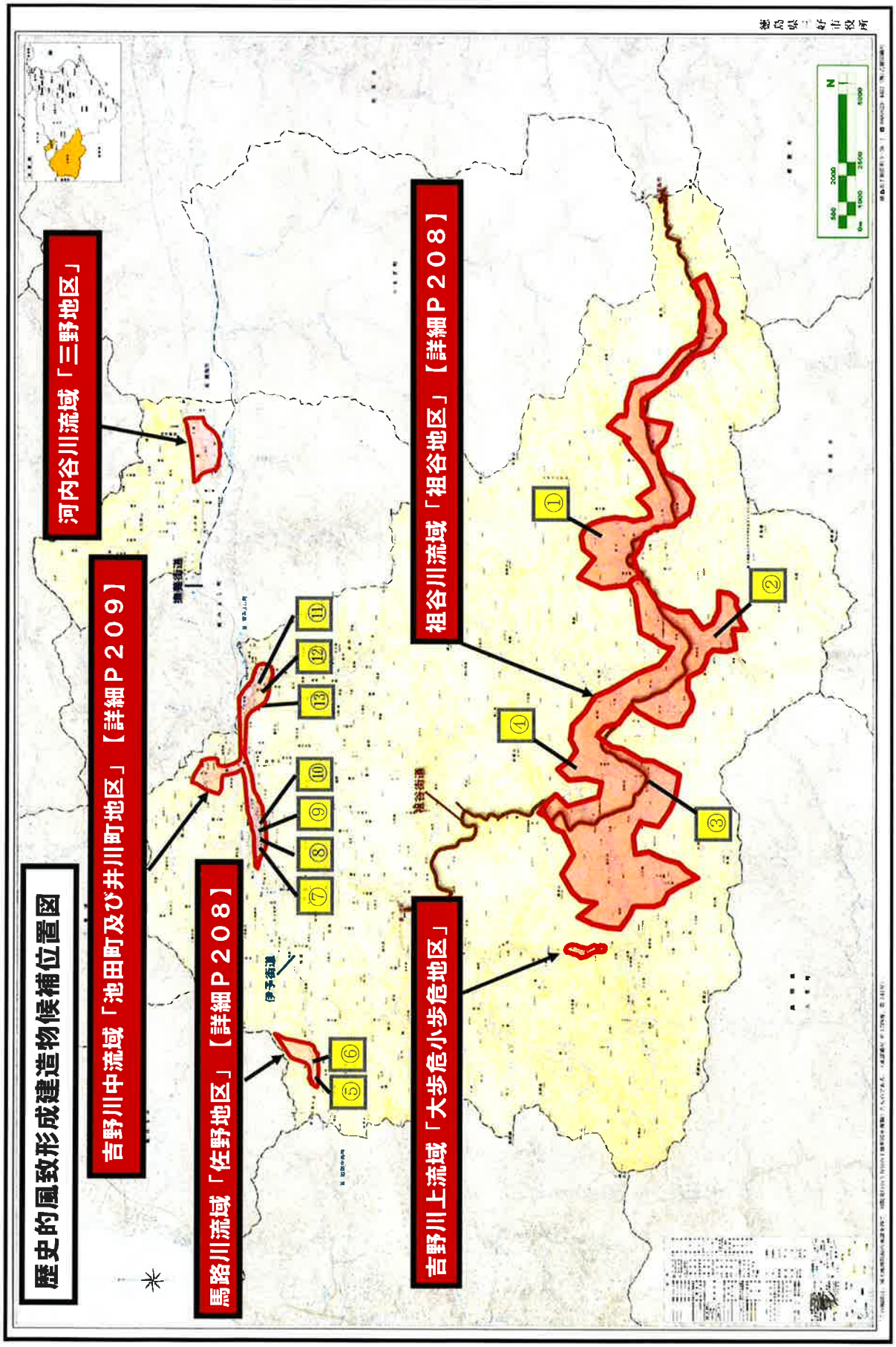
歴史的風致形成建造物候補位置図
河内谷川流域「三野地区」
吉野川中流域「池田町及び井川町地区」【詳細Ｐ２０９】
馬路川流域「佐野地区」【詳細Ｐ２０８】
祖谷川流域「祖谷地区」【詳細Ｐ２０８】
吉野川上流域「大歩危小歩危地区」
①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
伊予川流域
祖谷川流域

祖谷川流域「祖谷地区」

：重点区域

：歴史的風致エリア

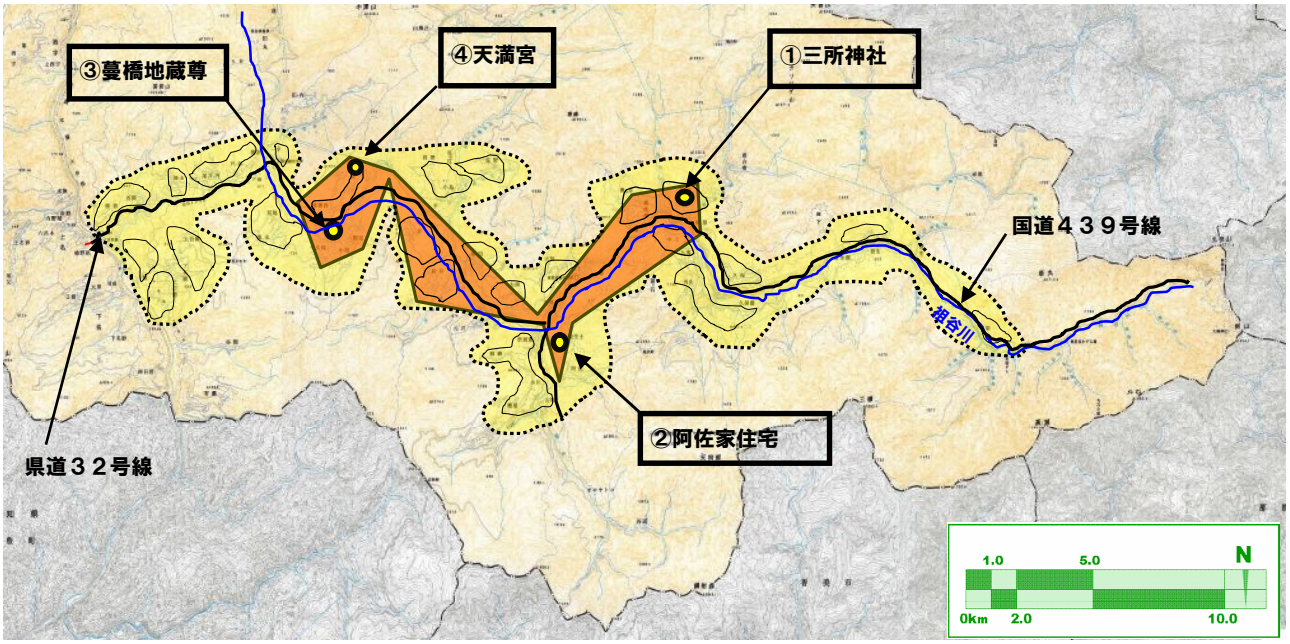

馬路川流域「佐野地区」

：重点区域

：歴史的風致エリア

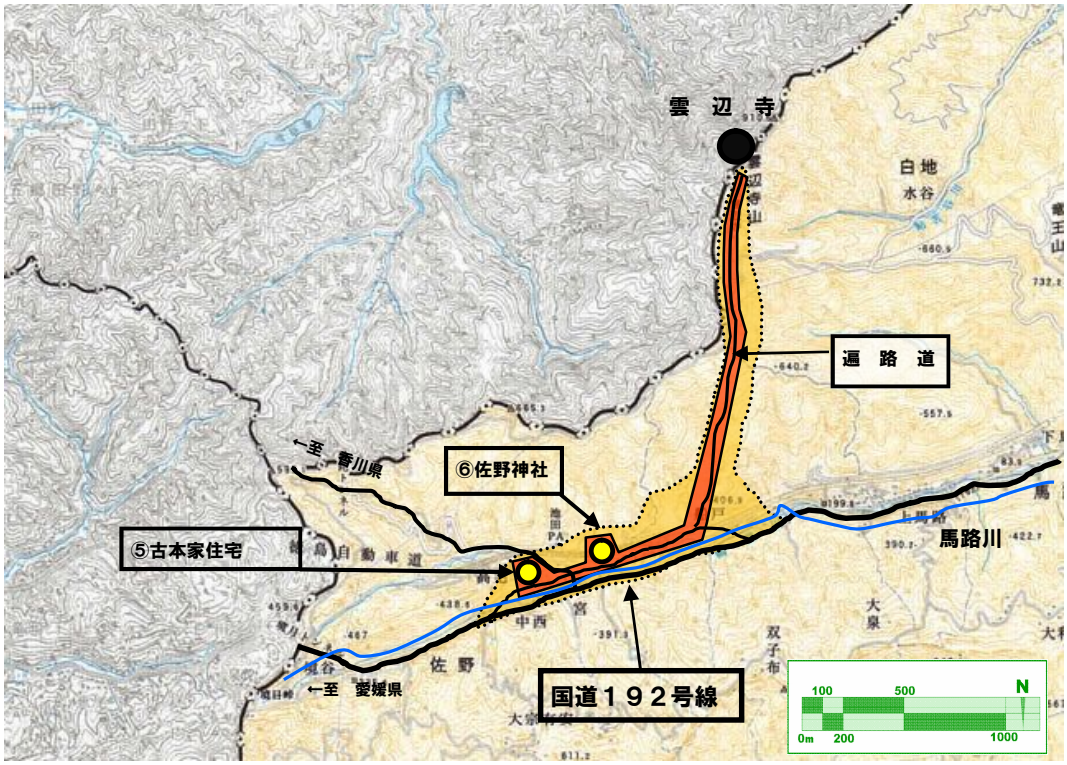

吉野川中流域「池田町及び井川地区」

：重点区域
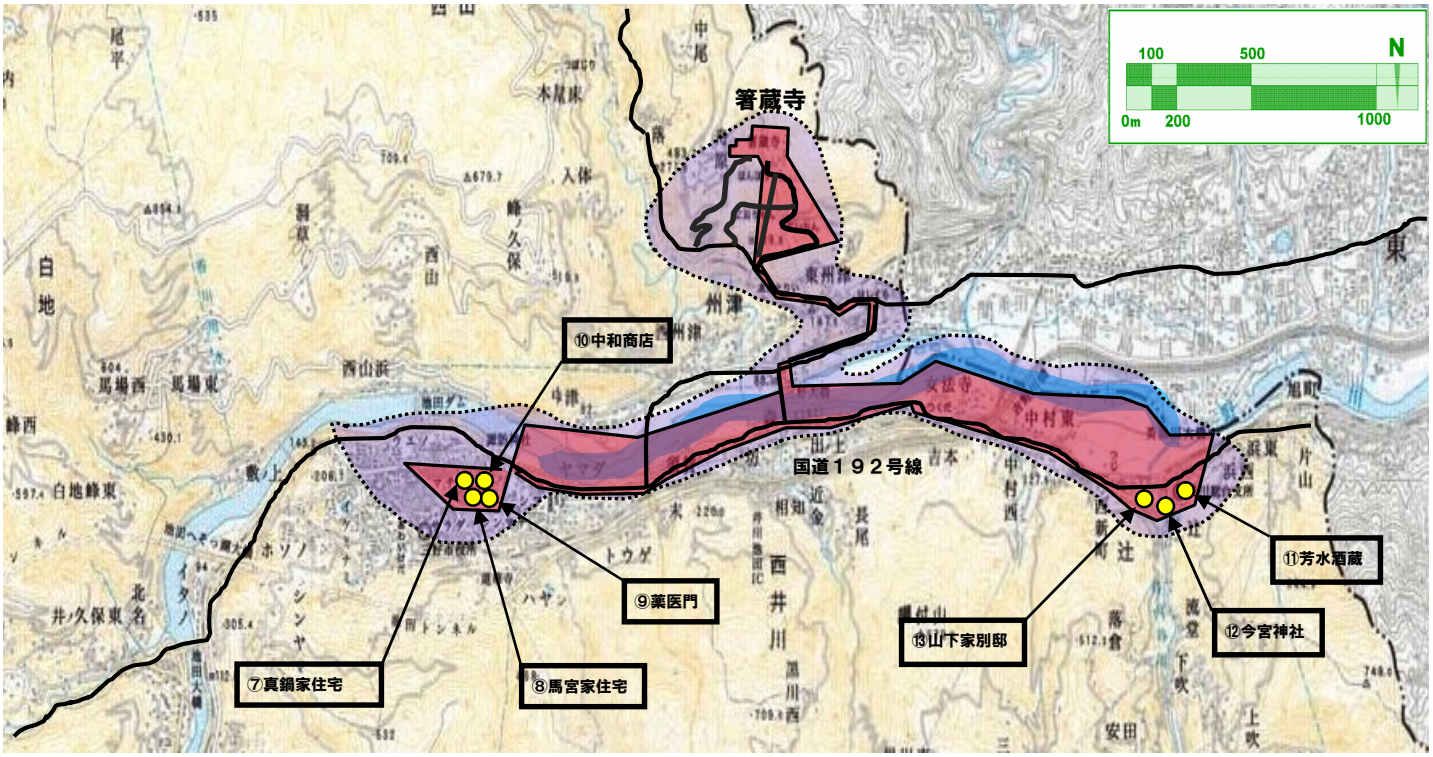
：歴史的風致エリア